

第1節 環境への負荷の少ない、公害のないまち

第1項 生活環境を保全する

1 大気汚染・悪臭の防止

目 標

人類をはじめ全ての生物が健康に生き続けるために、大気を汚さないような環境づくりをします。

主な 指標	大気中の環境基準達成状況（NO ₂ など）	
	現状	環境基準値以内を維持できるよう監視します。
	100%	

* 現状値の数値式：市が実施した調査における環境基準達成回数÷(地点数×回数)×100

現 状

1. 大気汚染

経済の高度成長期に、化石燃料消費により硫黄酸化物、窒素酸化物が排出され、大気汚染として公害の発生を招きましたが、その後、地域別にはばい煙発生施設ごとの量規制（総量規制）、濃度規制が行われ、二酸化硫黄については現在では大幅に改善されました。

市では、平成13年度から年2回市庁舎屋上において、大気中の窒素酸化物、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質それぞれの濃度を測定しています。これらについては環境基準値を超過することはありませんでした。

また、浮遊粒子状物質の大きな発生源であるディーゼル車について、平成15年10月からの走行規制により都内における大気中の浮遊粒子状物質の濃度は減少傾向になっています。

2. 悪臭

一般に臭覚を刺激する物質を「匂い」と言いますが、人間の感覚に爽快さを与える匂いを「香り」、不快な匂いを「悪臭」として区別しています。悪臭は性質上漠然としてとらえられ、その感覚も個人差で異なります。

原因は、ごみの焼却・ペット類の排泄物・汚水など様々ですが、悪臭の発生の防止対策やマナーが求められています。

一般環境大気調査結果

NO₂・SO₂・SPMの測定結果と環境基準

測定時期		H.15夏	H.15冬	H.16夏	H.16冬	H.17夏	H.17冬	環境基準
二酸化窒素 NO ₂ (ppm)	日平均値 の範囲	0.009～ 0.019	0.007～ 0.035	0.008～ 0.012	0.013～ 0.03	0.011～ 0.020	0.019～ 0.027	0.04～0.06ppm までのゾーン内 又はそれ以下
	1時間値 の範囲	0.003～ 0.018	0.002～ 0.015	0.003～ 0.024	0.001～ 0.007	0.000～ 0.037	0.002～ 0.011	0.1ppm以下
二酸化硫黄 SO ₂ (ppm)	日平均値 の範囲	0.005～ 0.011	0.004～ 0.007	0.005～ 0.01	0.002～ 0.005	0.004～ 0.014	0.003～ 0.006	0.04ppm以下
	1時間値 の範囲	0.003～ 0.018	0.002～ 0.015	0.003～ 0.024	0.001～ 0.007	0.000～ 0.037	0.002～ 0.011	0.1ppm以下
浮遊粒子状 物質 SPM (mg/m ³)	日平均値 の範囲	0.022～ 0.068	0.007～ 0.055	0.014～ 0.037	0.002～ 0.023	0.032～ 0.075	0.017～ 0.039	0.10mg/m ³ 以下
	1時間値 の範囲	0.001～ 0.147	0.000～ 0.088	0.002～ 0.066	0.000～ 0.051	0.006～ 0.115	0.001～ 0.099	0.20mg/m ³ 以下

* 環境基準：大気汚染に係る環境基準(昭和48.5.8環告25)

二酸化窒素に係る環境基準(昭和53.7.11環告38)

施策の方向

大気汚染・悪臭は産業活動に伴う工場・事業場からのばい煙・排気のみでなく、自動車の排出ガス・ペットの排泄物・ごみの焼却・汚水など、都市生活にも起因します。また、緑地などの自然の減少が大気の浄化の効果を失わせる結果にもなっています。

清浄な空気は、全ての生物が健康に生きていくために不可欠なものです。そのため、大気汚染・悪臭の防止に努めていきます。空気を汚さないよう、事業者や都市生活者に対しその行動の見直しを求めています。

さらに、大気については環境調査を行い、状況の把握に努めます。

市の取り組み

1. 大気汚染の防止

★印の取組項目：「推進施策」 ◆印の取組項目：「関連施策」

(1) 自動車排出ガスによる環境負荷の低減		
取組施策	取組項目	備考
① 低公害車普及の推進	1 ◆公用車に低公害車を導入します。また、低公害車の普及に取り組めます。	4.1.2(1)①-4 90 頁関連
② 排出ガスの削減	1 自動車の適正使用やアイドリングストップ運動などの省エネルギー運転について、啓発活動を進めます。	
	2 自動車の排出ガス等に関する情報の収集と提供を進めます。	
	3 車両の適切な整備、点検の働きかけを進めます。	
	4 酸性雨の原因となる窒素酸化物や硫黄酸化物などの排出を抑制するため、低公害車の普及啓発により、自動車排出ガスの削減を図ります。	
③ 自動車交通量抑制対策の推進	1 ★徒歩や自転車の利用、ノーカーデーや自動車の相乗り等の普及啓発活動を進めます。	1.1.3(1)①-1 29 頁関連
	2 自転車が利用しやすい道路づくりに努めます。	
④ 交通渋滞の解消	1 関係機関と連携しながら、路上駐車対策を進めます。	
	2 交通渋滞を解消するため、右折ラインの整備に努めます。	
	3 ◆幹線道路各方向別交通量を把握します。	1.1.3(1)①-2 29 頁関連
⑤ 沿道緑化（街路樹等）の推進	1 ◆大気浄化のために道路の緑化を進めます。	3.1.1(4)①-3 67 頁関連

(2) 固定発生源からの環境負荷の低減		
取組施策	取組項目	備考
① 工場・事業場等の削減対策の推進	1 関係法令等に基づき、継続して規制、指導を行っていきます。	
	2 公害防止施設や公害防止技術の導入を働きかけます。	
	3 ◆大気浄化のために工場敷地内の緑化を進めるよう働きかけます。	1. 2. 1(2)①-2 43 頁関連
② 家庭や商店、オフィス等の削減対策の推進	1 室温や照明等の適正な調整など、省エネルギーの推進と啓発活動を進めます。	
	2 新エネルギー等の利用を普及啓発します。	
	3 ◆コージェネレーションなど、効率の良いエネルギー供給システムの普及を図ります。	4. 1. 2(3)①-1 90 頁関連
	4 ◆大気浄化のために生け垣や庭などの緑化をするよう広報等を通じて働きかけます。	3. 1. 1(2)①-4 67 頁関連

(3) 監視体制の充実		
取組施策	取組項目	備考
① 大気調査の充実、強化	1 ★現在行っている大気調査を継続していきます。	
	2 東京都の測定局等と重複しないように考慮し、必要に応じて近隣市町村が共同で測定します。	
	3 酸性雨の継続調査を行い、酸性雨の状況を把握します。	
	4 酸性雨による建造物などへの影響を調査します。	
② 発生源の監視体制の充実	1 大気汚染発生源の監視に努めます。	
	2 ★大気に関する測定データを定期的に公表します。	
	3 酸性雨対策について、広域の自治体で連携して取り組みます。	

2. 悪臭の防止

(1) 工場・事業場等の発生源対策		
取組施策	取組項目	備考
① 指導の強化	1 工場・事業場等の悪臭発生源の監視・指導を徹底します。	
	2 施肥する場合は、気象状況等を考慮し、覆土等により悪臭の防止に努めるよう指導します。	

(2) 家庭生活の悪臭防止対策		
取組施策	取組項目	備考
① 啓発活動の推進	1 ペットやごみ、汚水、庭の堆肥等からの悪臭防止など、隣人への配慮等について啓発活動を進めます。	

市民の取り組み

1. 大気汚染の防止

- 家庭用焼却炉を廃止します。また、野焼きをしません。
- 近距離の自動車利用を自粛し、自転車の利用を心がけます。
- 自家用車の駐車時の不必要なアイドリングを自粛します。
- 環境にやさしい自動車を選ぶよう努めます。

2. 悪臭の防止

- ペットの排泄物は自らの責任で片付けます。
- 生ごみを出すときは腐敗・散乱しないよう、よく水を切って出すようルールを守ります。
- 容器包装プラスチック等の資源ごみは、残留物が腐敗しないようにすすぎ、分別して出すようルールを守ります。

事業者の取り組み

1. 大気汚染の防止

- 施設より発生するばい煙等については、適切な自主管理を行います。
- 法律の規制に適合した焼却炉以外は使用しません。また、廃棄物の野焼きをしません。
- 事業者の相互協力のもとに共有送迎バスを運行し、従業員の自家用車での通勤を極力自粛します。
- 低公害車を積極的に導入します。
- 大型バス、トラック、タクシー等は、アイドリング・ストップを励行します。
- 環境影響を与えないよう怠りなく車の整備を行います。

2. 悪臭の防止

- 工場・事業場から発生する臭気が周辺に発散しないよう適切な対策を講じます。
- 廃棄物を搬出するまでの間、周辺に臭気が発散しないよう適切な対策を施して保管します。
- 施肥する際は周辺に臭気が発散しないように気象状況等に考慮し、覆土を行うなど適切な対策を行います。

2 水質汚濁と土壌汚染の防止

目 標

生物の生命を維持するのに必要な水と土壌の汚染防止に努めます。

主な 指標	● 多摩川における環境基準達成状況	
	現状	環境基準の達成に努めます。
	91.6%	
	● 地下水における環境基準達成状況	
現状	環境基準値以内を維持できるよう監視します。	
100%		

* 現状値の数値式：市が実施した調査における環境基準達成回数÷(地点数×回数)×100

現 状

1. 河川

多摩川は秩父山系を水源とし、東京湾までの全長 138km の一級河川として流れ、多摩川周辺には多くの自然が残され、多くの動植物が生息しています。

また、都民の飲料水となる玉川上水の取水堰もあり、市民に多くの恵みを与えています。そして、昔から市民は、水の使用に注意するなど多くの配慮をしてきました。

平成 17 年度の多摩川の水質調査結果によると、BOD等の値は環境基準を達成していますが、大腸菌群数に変動が見られ、環境基準値を超過している地点があります。

2. 地下水・湧水

市内には湧水が数カ所ありますが、湧水量が減少しつつあります。また、汲み上げ井戸が減少しています。

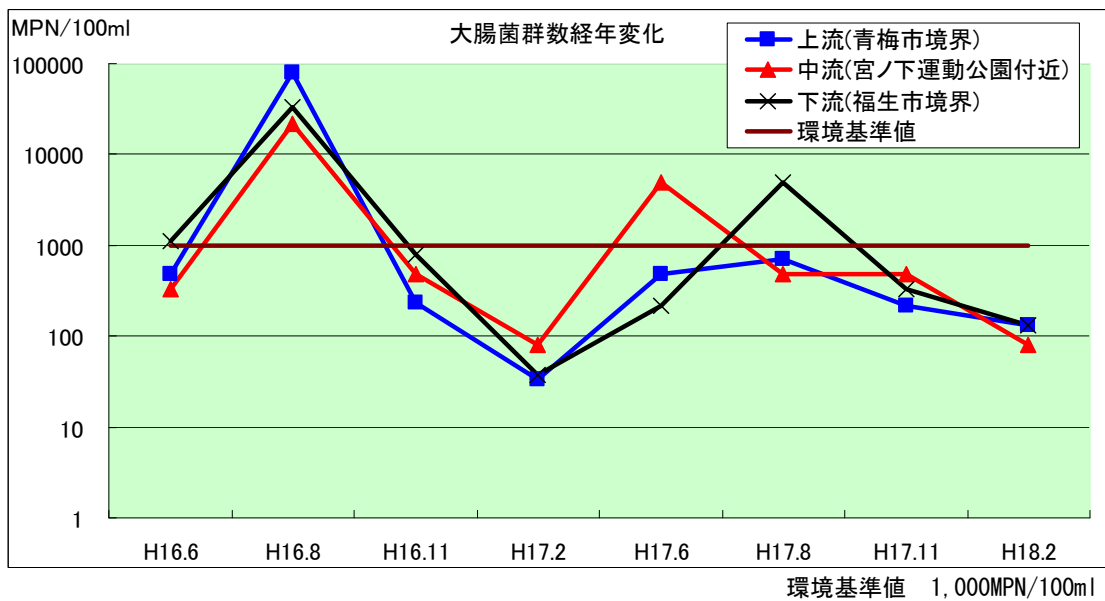
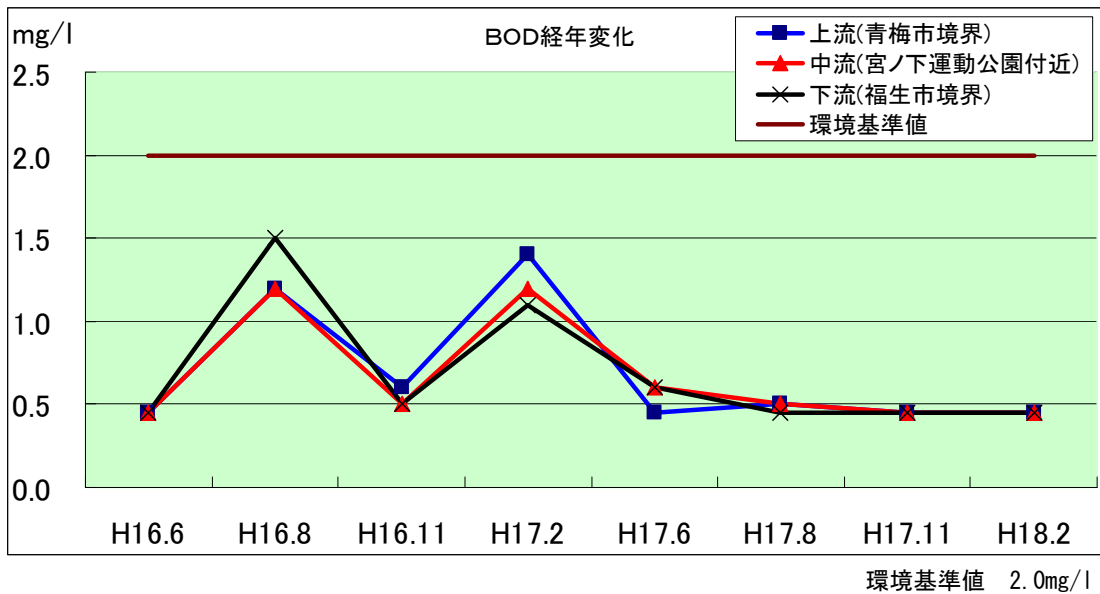
平成 17 年度の市内の地下水の水質調査結果によると、トリクロロエチレンなどの有機塩素系化合物が 20 地点中 4 地点で、環境基準値以内ですが、検出されています。

市では、地下水のかん養のため雨水浸透柵の設置費の助成を行っています。

3. 土壌

工場で使用されている有害化学物質等による土壌汚染が心配されるほか、農地で使用される農薬・化学肥料などによる汚染や横田基地内の航空機燃料漏出事故等が懸念されます。また、土壌の汚染は地下水の水質にも影響します。

市では、土壌中のダイオキシン類調査を年 1 回市内 2 か所で行っていますが、これまでに環境基準を超過することはありませんでした。



施策の方向

多摩川への水質汚濁物質の流入防止のため、下水道の整備を基本に、多摩川の水質の改善を図ります。また、農薬や化学肥料の適正使用、有害化学物質等の適正管理を推進し、土壌汚染および地下水汚染の防止を図ります。

河川の水質汚濁の低減に必要とされる河川自身の浄化能力を高めるため、健全な水循環の保全・回復や有効な水利用を進め、河川水量の把握に努めます。

市内を流れる多摩川の水質をより一層改善していくためには、河川管理者や上流域の自治体との連携が必要不可欠です。

そのため、河川管理者や上流域の自治体との連携を図り、協力して水質の向上を進めます。

市の取り組み

1. 水質汚濁の防止

★印の取組項目：「推進施策」 ◆印の取組項目：「関連施策」

(1) 多摩川への水質汚濁物質の流入防止対策の推進		
取組施策	取組項目	備考
① 発生源対策の推進	1 多摩川の河川敷利用については、国土交通省が定めた「多摩川水系河川整備計画」に基づき利用がされるよう要請していきます。	
	2 ◆公共下水道の整備、下水道接続を促進するなど生活排水対策を進めます。	3.2.1(2)①-7 74 頁関連
	3 関係法令等に基づき、工場排水等の規制および改善指導を継続します。	
	4 監視・連絡体制の充実を図るなど水質異常事故対策を進めます。	
	5 建設作業に伴う水質汚濁防止対策の徹底を図ります。	
	6 家庭や事業所への水の汚染防止の指導やPRを行います。	
	7 水質や土壌を汚染する有害物質の適切な処理および農薬の適切な使用方法について啓発します。	
	8 多摩川や河川敷への廃棄物等の不法投棄の防止に努めます。	
	9 ◆多摩川右岸地区の公共下水道の整備を図ります。	3.2.1(2)①-7 74 頁関連
② 河川水量の把握	1 ◆河川流量を定期的に測定し、河川水量を把握します。	1.1.2.1(3)①-1 24 頁関連
	2 湧水量の調査を行い、湧水量を把握します。	
③ 健全な水循環の保全・回復	1 保水・浸透機能の高い樹林や農地等の保全に努めるとともに、市街地における雨水の浸透機能を高めていきます。	
	2 ◆緑地の確保に努めます。	3.1.1(1)①-1 66 頁関連
	3 貯留施設を確保する等、雨水の有効利用の指導やPRを行います。	
	4 ◆雨水浸透施設設置を呼びかけます。	3.2.3.1(1)①-1 80 頁関連
④ 水の有効利用の推進	1 市民や事業者に水の再利用や節水を呼びかけます。	
	2 事業所における水使用の合理化指導を行います。	
	3 水利用の各段階で適切な利用に心がけるよう啓発活動を行います。	

(2) 上流域の自治体との連携		
取組施策	取組項目	備考
① 定期連絡会の活用	1 定期連絡会に参加し、上流域の自治体との連携を図ります。	
② 情報交換の推進	1 上流域の自治体など関係者へ働きかけ、多摩川の水質や汚染源、施策などについて情報交換を進めます。	

(3) 環境の監視		
取組施策	取組項目	備考
① 情報の提供	1 ★現在行っている水質調査および水生生物による水質判定調査等を継続し、多摩川の水質の把握に努めます。また、その情報を提供します。	1.1.2.1(1)②-1 23 頁関連
	2 東京都が実施している水質自動測定による測定データを収集します。	
	3 有害化学物質の使用状況の把握をしていきます。	

2. 土壌汚染の防止

(1) 環境の監視		
取組施策	取組項目	備考
① 指導及び情報の提供	1 関係法令等に基づき、事業者へ土壌汚染の防止指導を行います。	
	2 土壌汚染の状況を適切に把握するための調査を充実します。また、その調査結果などの情報を提供します。	

(2) 有害廃棄物の適正処理		
取組施策	取組項目	備考
① 指導の強化	1 有害廃棄物による土壌汚染を未然に防止するため、事業者への指導を強化するよう関係機関に働きかけます。	

(3) 有害廃棄物の発生量の抑制		
取組施策	取組項目	備考
① 指導の強化	1 製造工程または廃棄物の処理過程等における有害廃棄物の発生抑制について、事業者への指導を強化するよう関係機関に働きかけます。	
	2 有害廃棄物として処理・処分を必要としないような製品の開発、および原材料の使用について、事業者への指導を強化するよう関係機関に働きかけます。	

(4) 農業等の適正使用		
取組施策	取組項目	備考
① 使用の抑制	1 田・畑などに対する農薬や化学肥料等の適正使用および使用量の削減について働きかけます。	
	2 公園や街路樹に使用する害虫駆除薬品の散布を、必要最低限の量にとどめます。	

市民の取り組み

- 風呂の水を再利用するなど、節水や排水の削減に努めます。
- 家庭から汚濁負荷の高い固形物および油類・薬品類を排水口・側溝等に流しません。
- 使用済み食器は、古紙や古布で拭き取ってから洗います。
- 洗剤は、より環境への影響が少ないものを使用します。
- 生ごみなど汚濁負荷の高い物や有害化学物質を下水道に流しません。
- 雨水管に雨水以外の生活排水等を流しません。
- 汚染された物を不法に投棄しません。
- 多摩川河川敷でのバーベキュー等のレクリエーションに際しては、ごみを持ち帰るなどのルールを守ります。
- 多摩川に汚濁水を流しません。
- 多摩川を汚さないようにし、多摩川の清掃に参加します。
- 庭に雨水浸透施設を取付けるよう努めます。
- 有害化学物質や農薬などが河川に流入したり、土壌を汚染しないよう適切な取り扱いを徹底します。

事業者の取り組み

- 有害化学物質を適切に管理し、その管理内容を公開するよう努めます。
- 排水の水質管理を適正に行い、結果を公表するよう努めます。
- 排水基準を超えた汚濁水を流さないよう厳重な管理を徹底します。
- 汚染物質を含む排水は適正に処理し、地下浸透は行いません。
- 有害化学物質や農薬などが河川に流入したり、土壌を汚染しないよう使用の各工程において厳重な管理を徹底します。
- 水の再利用など有効利用に努めます。
- 敷地内に雨水の地下浸透施設および貯留施設の設置するよう努めます。

3 騒音・振動の防止

目 標

騒音・振動がなく、耳を澄ませば鳥・虫の音が聞こえる環境づくりをします。

主な 指標	● 道路における環境基準達成状況（騒音）	
	現状	環境基準の達成に努めます。
	64.2%	
	● 道路における環境基準達成状況（振動）	
	現状	環境基準値以内を維持できるよう努めます。
	100%	
● 航空機騒音の環境基準達成状況		
現状	環境基準値以内を維持できるよう要請します。	
100%		

* 現状値の数値式：市が実施した調査における環境基準達成回数÷(地点数×回数)×100

現 状

騒音ならびに振動とも波動の伝播ですが、日常生活で「やかましい音」「好ましくない音」の総称が騒音です。また、人間の活動によって生ずる固体振動で、生活環境への感覚的苦痛を伴う場合を振動と言います。

市内の騒音・振動の発生源としては、道路交通、航空機（軍用機）、工場・事業場、建設作業、鉄道（青梅線）、小売店舗・住宅（生活騒音）等が挙げられます。

1. 道路交通騒音・一般環境騒音・振動

道路交通騒音・振動は、自動車の走行に伴い発生するものであり、交通量、特に大型車の混入率、交通渋滞、走行速度等が大きく影響を及ぼしています。また、暴走族のエンジン音や大音響のカーステレオなども発生源になっており、夜間に行われる道路補修なども、静かな生活環境に悪影響を与えています。さらに、道路の構造、沿道の土地利用等により騒音レベルは変化します。

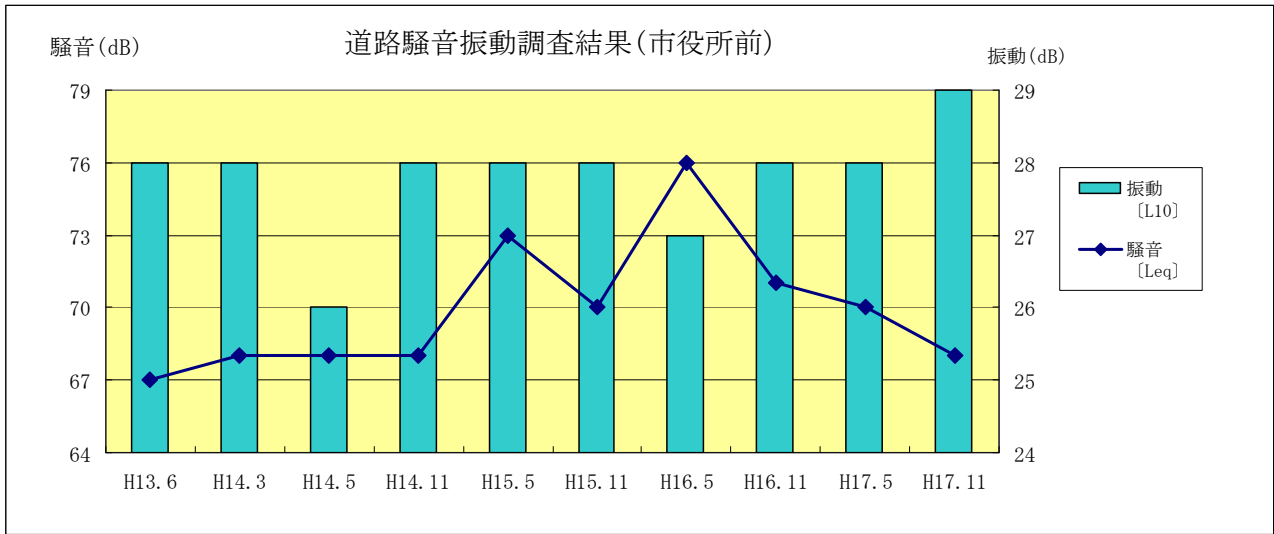
主な幹線道路の道路交通騒音レベルは、平成17年度の調査結果によると、市役所前および水道事務所前において年2回の調査で環境基準を上回っています。

一般環境騒音について年2回38地点の調査を実施しました。その結果一般環境騒音については一部環境基準値を超過することはありませんでした。

2. 航空機（軍用機）騒音・振動

市の北東に米軍横田基地があり、基地からの航空機エンジン音や米空母艦載機着陸訓練等による低空飛行などが、市内全域にわたって、騒音・振動による心理的・身体的な影響を与えています。

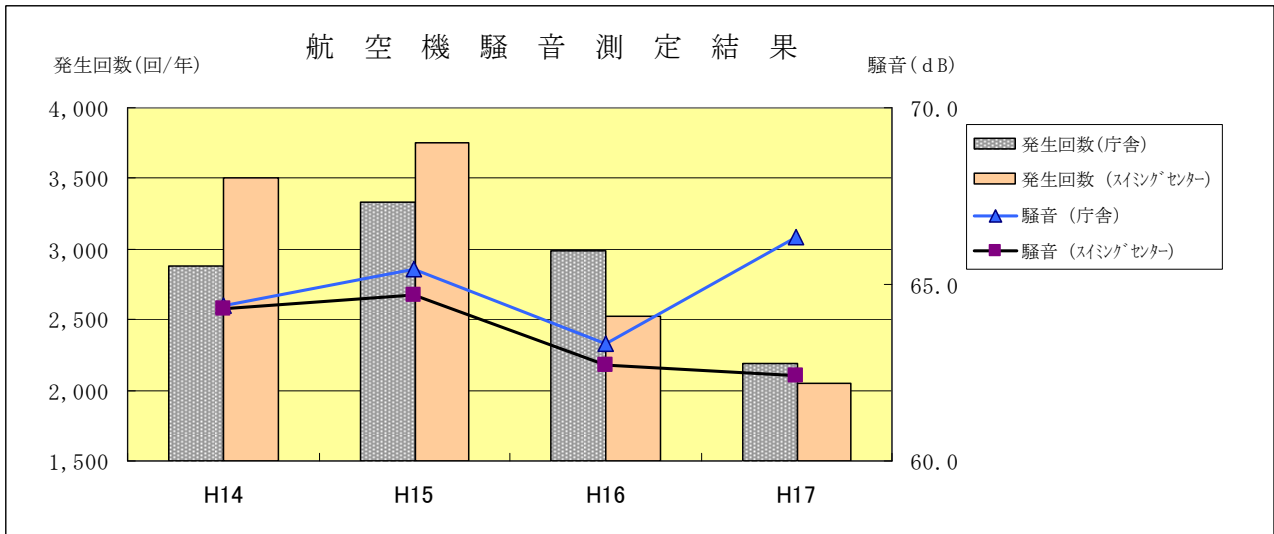
航空機騒音は、年間を通じて市役所屋上およびスイミングセンター屋上で測定しています。



環境基準値(騒音) 65dB 振動規制法要請限度(振動) 70dB

* 振動規制法による要請限度(振動規制法第16条、第19条関係)

市町村長は、道路沿道において道路交通振動が一定の限度(「要請限度」という)を超えて周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときには、都道府県公安委員会に対して交通規制を行うよう要請することができ、道路管理者に対して道路の改善等について要請できることになっている。



環境基準値 70dB

施策の方向

道路交通、航空機(軍用機)、工場・事業場、建設作業、鉄道、小売店舗、娯楽施設、家庭などの様々な発生源からの騒音・振動について調査を行い、情報を収集して現状把握に努めます。

また、各発生源に対して、施設設備改善の指導および関係者への啓発の両面から対策を講じ、その発生の低減に努めます。

市の取り組み

★印の取組項目：「推進施策」 ◆印の取組項目：「関連施策」

(1) 道路交通騒音の低減		
取組施策	取組項目	備考
① 自動車交通 量抑制・適正 利用対策の 推進	1 ◆徒歩や自転車の利用、緊急時以外の自動車の使用抑制、ノーカーデーや自動車の相乗り、アイドリングストップ等の普及啓発を進めます。	1.1.1.1(1)③-1 18 頁関連
	2 ★道路交通騒音・振動・交通量調査を継続し、現状把握に努めます。	1.1.1.1(1)④-3 18 頁関連
	3 暴走行為等の取締り強化について警察に要請します。	
	4 学校教育を通じて、暴走行為等により社会に迷惑をかけないようマナー教育を徹底します。	
	5 交通量に応じて信号のサイクルを的確に定め、交通の流れの適正化を図るよう関係機関に働きかけます。	
② 道路構造 対策の推 進	1 ★タイヤの摩擦音などの発生を抑制するため、低騒音舗装の検討など道路構造の改善に努めます。	

(2) 航空機（軍用機）騒音対策の推進		
取組施策	取組項目	備考
① 横田基地 の騒音防 止対策の 推進	1 ◆国や米軍に対し、横田基地での米空母艦載機の着陸訓練の中止について、東京都と基地周辺自治体とともに粘り強く要請していきます。	1.2.3(3)②-4 52 頁関連
	2 国や米軍に対し、横田基地の航空機騒音の防止対策を要請します。	
	3 ★航空機騒音の常時監視を継続します。	

(3) 工場・事業場等からの騒音・振動の防止		
取組施策	取組項目	備考
① 騒音・振動防止規制の徹底および指導の徹底	1 関係法令等に基づき、騒音・振動規制対象となる工場・事業場等の監視を継続します。	
	2 工場・事業場等に対する騒音・振動防止施設の設置および改善を指導します。	
② 用途地域に適合した土地利用の推進	1 地区の特性にあった土地利用を推進するために、地区計画を増やし、地区計画を利用した規制・誘導により土地利用の適正な制限に努めます。	
③ 緩衝緑地帯の整備推進	1 工場地域周辺の緩衝緑地帯としての緑地の保全を図り、防音対策を推進していきます。	

(4) 建設作業に伴う騒音・振動の防止		
取組施策	取組項目	備考
① 騒音・振動防止の指導強化	1 騒音・振動防止対策について、関係法令等に基づき、指導します。	
	2 低騒音・低振動の建設機械を使用するよう指導します。	

(5) 鉄道（青梅線）からの騒音・振動の低減		
取組施策	取組項目	備考
① 騒音・振動対策の要請	1 低騒音型車両の使用やロングレール（※何本ものレールを熔接して1本にしたレール）化などにより鉄道からの騒音・振動対策を図るよう関係機関に働きかけます。	

(6) 近隣騒音および生活騒音対策の推進		
取組施策	取組項目	備考
① 啓発活動	1 近隣騒音防止についての啓発活動を進めます。	

市民の取り組み

1. 道路交通騒音の低減

- 急速な加速走行を避け、環境にやさしい運転を心がけます。
- 制限速度を守ります。
- 駐停車中のアイドリングを状況に応じ極力避けます。特に、夜間において注意します。
- マイカーの利用は極力自粛し、バス・電車等の公共交通機関の利用を心がけます。
- 暴走行為およびカーステレオの大音響による影響を起こさないよう、家庭での教育を徹底します。

2. 航空機（軍用機）騒音対策の推進

- 互いに情報交換を行い、航空機（軍用機）騒音の被害の解消に向けて、横田基地および国の関係機関等に要請を行います。
- 基地周辺の市民は国および米国に航空機の離発着および低空飛行による騒音について問題提起していますが、羽村市全体の問題として考えます。

3. 工場・事業場等からの騒音・振動の防止

- 工場・事業場等からの異常な騒音・振動を感じた場合、発生源の位置や状況を市担当窓口ご連絡します。
- 必要に応じて事業者・市との対話を行います。

4. 建設作業に伴う騒音・振動の防止

- 建設作業による異常な騒音・振動を感じた時は、市担当窓口へ速やかに連絡します。

5. 鉄道（青梅線）からの騒音・振動の低減

- 鉄道の走行による異常な騒音・振動を感じた時は、市担当窓口へ速やかに連絡します。

6. 住宅からの騒音・振動（生活騒音・振動）の防止

- 音響機器を用いる部屋は防音対策を施したり、周辺への影響が少ない配置の部屋で使用します。
- 冷暖房機の室外機は騒音防止に配慮して設置します。
- 各機器の使用にあたっては、騒音・振動の影響を抑えるため、使用する時間帯にも配慮します。
- 近所に迷惑になるような飼育犬等の鳴き声に注意を払います。

事業者の取り組み

1. 道路交通騒音の低減

- 急速な加速走行を避け、騒音の少ない運転を心がけます。
- 制限速度を守り、騒音の少ない運転を心がけます。
- 駐停車中のアイドリングを状況に応じ極力避けます。特に、夜間において注意します。
- 営業活動は自動車の利用をできるだけ自粛し、バス・電車等の公共交通機関の利用を心がけます。
- 工場・事業場などに出入する車両が、出入口前で路上駐車しないように対処します。

2. 航空機（軍用機）騒音対策の推進

- 互いに連携し、航空機（軍用機）騒音の被害の解消に向けて関係機関に要請を行います。

3. 工場・事業場等からの騒音・振動の防止

- 設備機器に対する消音器、防振ゴム・バネ等の防音・防振装置の設置、特定発生源の屋内への設置、防音壁の設置等の防音・防振対策を行います。
- 業務用車両の出入りをできるだけ控え、騒音・振動の発生を抑制します。

4. 建設作業に伴う騒音・振動の防止

- 着工にあたって近隣住民に理解と協力を得られるよう工事計画の事前説明を行います。
- 特に閑静な環境が必要な施設の有無など近隣周辺の環境を事前に把握し、十分な配慮をします。
 - ・ 幼稚園、学校等の文教施設有無の確認
 - ・ 保育園、診療所、病院、老人ホーム等の福祉施設有無の確認
- 工事車両の出入りをできるだけ控え、騒音・振動の発生を抑制します。

5. 鉄道（青梅線）からの騒音・振動の低減

- 低騒音型車両の使用やロングレール化など施設設備の改良により、走行時の衝撃音の軽減に努めます。

6. 商業店舗からの騒音・振動の防止

- 騒音・振動を発生する設備機器は、防音対策を施した施設内に設置するようにします。
- 屋外に向けての宣伝放送や業務車両の出入りや営業活動は、周辺の住宅への騒音の影響を十分配慮して行います。
- 設備機器は低騒音・低振動型のものを使用します。
- 特に屋外に露出して設置する機器（ポンプ類）は、防音・防振対策を施します。

4 地盤沈下の防止

目 標

地下水揚水量の把握や地盤の監視を行い、地盤沈下の防止を図ります。

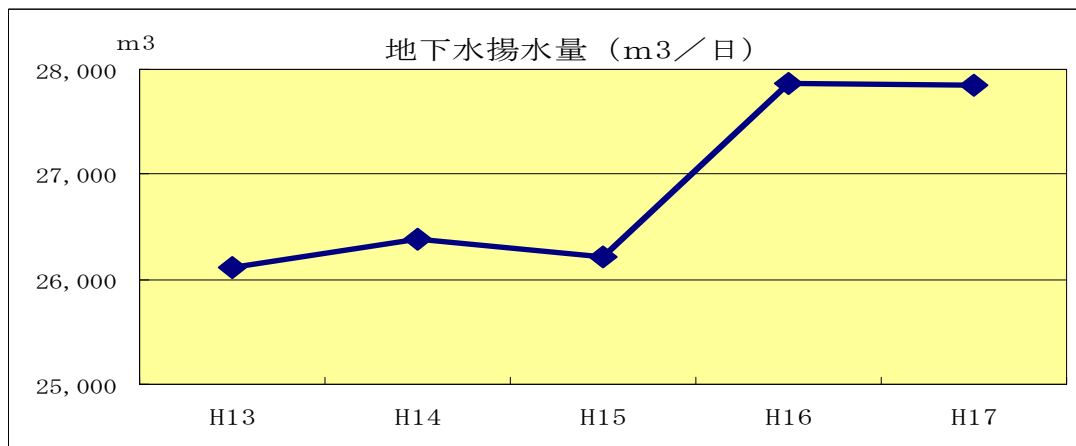
主な 指標	1日当りの地下水揚水量	
	現状	地下水揚水量の把握をしていきます。
	27,848m ³ /日	

現 状

地盤沈下の主たる原因は過剰揚水によるものです。東京における揚水量は産業の発達とともに増大し、昭和46年には日量1,443,000m³にもなりましたが、それをピークにその後次第に減少し、平成10年には日量646,000m³となりました。これは、昭和36年から順次地域ごとに工業用水、建築物用地下水の揚水に法規制がなされたこと、また、昭和47年に東京都公害防止条例による地域指定が行われ、井戸の新設が規制され、さらに地下水使用の合理化と上水道水源の表流水への転換などによります。

多摩地域における最大沈下量は昭和48年に清瀬市にある水準基標地点での21.65cmですが、昭和60年以降は湧水で水需要が増大した平成6年を除くと2cm以上沈下した地域はなく、地盤沈下は沈静化しました。

市では、調査地点がないため沈下の有無はわかりませんが、揚水による沈下の被害は報告されていません。平成17年の羽村市における東京都環境確保条例に基づく揚水量報告値は、日量27,848m³です。



施策の方向

地盤沈下を防止するために雨水浸透を促進し、地下水のかん養を進めます。また、横田基地における地下水揚水量、砂利採取跡地の地盤の状況や地盤沈下の発生状況の把握を行い、状況に応じ揚水規制等の対処・指導を継続します。特に、地盤沈下により支障が起きた場合には速やかに対処します。

市内には、砂利採取跡の穴を埋め立てた地域があり、その一部に武蔵野小学校、羽村第三中学校、江戸街道公園などがあります。この地域の中には、今後開発等の可能性がある地域があり、埋立跡地で地盤が弱く沈下する恐れがあるため、監視をしていきます。

市の取り組み

★印の取組項目：「推進施策」 ◆印の取組項目：「関連施策」

(1) 防止対策の推進		
取組施策	取組項目	備考
① 監視、対策及び指導	1 ◆地下水位の安定を図るため、一般家庭への雨水浸透施設の設置を呼びかけるとともに、浸透舗装路面の普及に努めます。	3.2.3.1(1)①-1 80 頁関連
	2 中水の利用を検討します。	
	3 砂利採取跡に建てられた建造物のヒビや凹みなどや周辺の地盤を調査・監視し、その結果などの情報を公開します。特に、避難所となっている武蔵野小学校と羽村第三中学校については、地盤沈下による建物への損傷の有無を確認し、安全性を確保し、安心して利用できるようにします。	
	4 ★地下水揚水量の調査を継続し、監視していきます。	
	5 市内の地下水揚水量のほか、近隣市町村の状況についても把握します。	
	6 関係法令等に基づき、地下水揚水規制等の指導を継続します。	
	7 公共施設の建設にあたっては、地下水脈を分断しないように努めます。	
	8 横田基地に対して地下水揚水量の報告を求めます。	
	9 地盤や地下水揚水量の異常の発見に努めます。	

市民の取り組み

- 風呂の残り湯の利用など節水に心がけ、水を大切にします。
- 地下水のかん養を進めるため、土の部分を残すことに努め、雨水浸透施設の取り付けに協力します。
- 自分の家や家の周りをよく観察し、地盤や家屋に異常がないかチェックします。
- 地盤沈下と思われる箇所を見つけたときには市に報告します。

事業者の取り組み

- 施設稼働の各工程において節水に心がけ、水を大切にします。
- 節水型の設備を使用するように努めます。
- 中水利用に努めます。
- 建造物を造る時は地下水脈を分断しないよう配慮します。
- 雨水浸透施設を設置し、施設敷地内および周辺の雨水の地下浸透に努めます。

5 有害化学物質による汚染の防止

目 標

健康に影響を与える有害化学物質の情報を提供し、使用の抑制に努めます。

主な 指標	● 有害化学物質の使用による環境への排出量	
	現状	有害物質の環境への排出量削減を指導します。
	2.1 t/日	
	● 大気・土壌における環境基準達成状況（ダイオキシン類濃度）	
現状	環境基準値以内を維持できるよう努めます。	
100%		

*有害物質：硫酸や塩酸など東京都環境確保条例に定められた、適正な管理が必要とされる58種の化学物質。
 *現状値(ダイオキシン類濃度)の数値式：市が実施した調査における環境基準達成回数÷(地点数×回数)×100

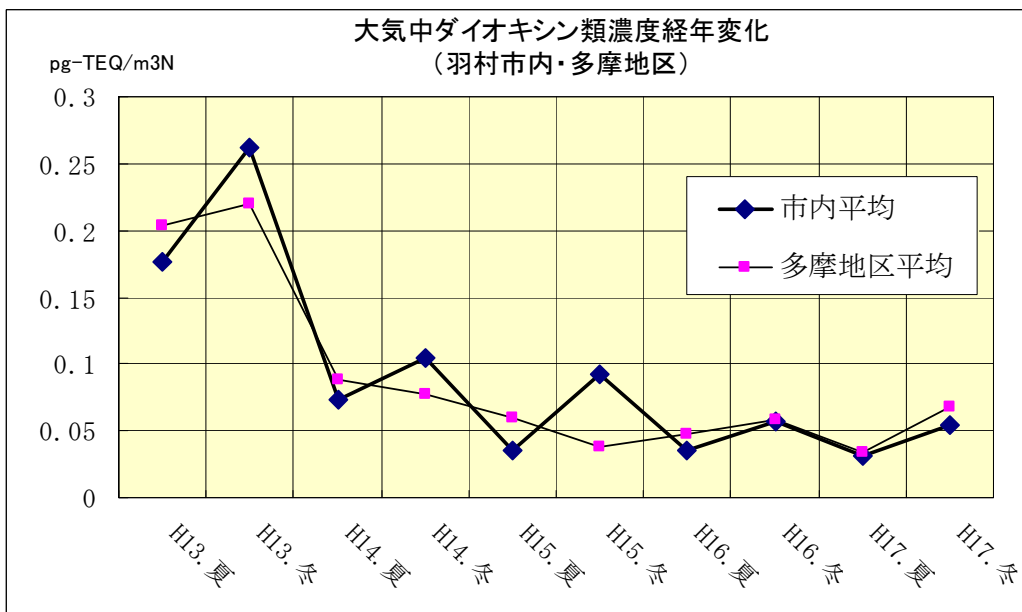
現 状

私たちの身の回りには、たくさんの化学物質が存在し、産業用、医療用、食品用など衣食住の中で様々な目的に使われています。これらの化学物質を使用する製品により、生活は便利になりました。しかし、多種多様な化学物質の中には、環境を汚染し、人の健康等に影響を及ぼすものも少なくはなく、化学物質の種類や使用量が増加するに伴って、環境や健康に対するリスクも高まっています。

科学的に解明されていない部分もありますが、ダイオキシン類による環境汚染、内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)による野生生物への影響、フロンによるオゾン層の破壊等に見られるように、化学物質は人の健康や生態系に様々な影響を及ぼしています。

大気汚染防止法や環境確保条例による焼却規制により大気中のダイオキシン類濃度は大幅に減少しました。

平成14年度より適正管理化学物質を年間100kg以上取り扱っている事業者は、その使用量や環境への排出量の報告が義務付けられました。平成17年度は45の事業所から使用量等の報告を受けました。



環境基準値 0.6pg-TEQ/m3N

施策の方向

身の回りの有害化学物質による汚染の状況を把握するための、大気・水質・土壌の環境調査を充実し、有害化学物質の適正管理を推進します。

東京都環境確保条例に基づき、適正管理化学物質の使用量や環境への排出量を把握するとともに、大気・水質・土壌の調査を適時行い、汚染の有無を監視します。

また、PRTR 制度を活用し、特定化学物質の把握や適正管理の指導に努めます。

市の取り組み

★印の取組項目：「推進施策」 ◆印の取組項目：「関連施策」

(1) 環境の監視		
取組施策	取組項目	備考
① 監視の強化	1 ★大気・水質・土壌の調査を適時行い、汚染されていないか監視します。	
	2 西多摩衛生組合でのごみ焼却による有害化学物質について、監視していきます。	
	3 法令に基づき野焼きの禁止の徹底を図ります。	

(2) 化学物質の安全性に関する情報の整備・提供		
取組施策	取組項目	備考
① 情報収集・提供	1 有害化学物質等に関する情報を把握し事業者・市民に提供します。	
	2 化学物質に関して啓発を行い、事業者の自主管理を徹底します。	
	3 農薬や化学物質の使用を控え、市の事業における使用状況について情報公開します。	
	4 ダイオキシン類に関する最新データの収集に努め、発生防止対策を進めます。	
	5 内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）など健康影響が疑わしい物質を使用しないよう、啓発・指導に努めます。	
	6 ★化学物質および放射性物質を使用している事業者の把握に努めます。	2.1.1(2)①-3 56 頁関連
	7 塩化ビニル系化合物が使用されている物は、可能な限り他の物に変えていくよう啓発します。	

(3) 有害化学物質の適正管理とPRTR制度の推進		
取組施策	取組項目	備考
① 適正管理の普及啓発	1 ★有害化学物質を使用・保管・製造している工場・事業場等に対して、有害化学物質の取扱いや保管について自主管理を徹底し、適正に処理するよう指導します。	
	2 化学物質の適正管理について啓発や指導を行います。	
	3 有害化学物質を使わないように努めます。	

市民の取り組み

- 家庭で使用されている物に、どのような有害化学物質が含まれているかを知ること努めます。
- 製品を買う時、使う時、保管する時、捨てる時のそれぞれの注意事項を守ります。
- 有害化学物質の使用されている物の購入・使用を控えます。
- 有害化学物質が含まれている農薬・消毒薬・殺虫剤等をむやみに住宅地周辺に散布しません。

事業者の取り組み

- 有害化学物質の取扱マニュアルを作成し、自主管理を徹底します。
- 使用する化学物質の取扱責任者を選出し、安全に管理します。
- 無害化处理設備の設置などに努め、有害化学物質の排出を抑制します。
- 施設からの排出ガスや排水等、および周辺環境について定期的に調査し、自主的に管理します。
- 有害化学物質の使用量の抑制に努めるとともに、周辺環境への影響調査の結果および化学物質の使用量・廃棄量等の情報を公開するよう努めます。
- 有害化学物質および放射性物質の使用・保管は、法を遵守し、管理を徹底します。使用・保管している施設は、その旨を外に表示します。
- 有害化学物質の漏洩等による、環境汚染を出さないように事故防止対策を徹底します。

6 電磁波による被害の防止

目 標

電磁波による被害は未解明のものもありますが、将来に問題を残さないため、適切な措置をとります。

主な 指標	電磁波に関する情報提供件数	
	現状	市民に情報を提供します。
	—	

現 状

社会の工業化や技術革新の進展により、多種多様な電磁波の発生源の増加がみられるようになってきました。こうした発生源には、パソコンのディスプレイや、携帯電話とその基地局、送電線などが含まれます。これらの装置は、私たちの生活に豊かさや、便利さをもたらしましたが、これらから発生する、電磁波がもたらす健康リスクに対する懸念もあります。

このことから、世界保健機関（WHO）は電磁波からの暴露による、健康や環境影響を評価する国際電磁界プロジェクト（以下EMFプロジェクト）を平成8年に発足させました。

そして、EMFプロジェクトでは健康リスク評価を行うための作業部会を複数設置し、送電線や家電製品が発する超低周波について、具体的な対策などを盛り込んだ環境保健基準として平成19年の春にまとめる予定です。

施策の方向

電磁波に関する情報等の把握に努め、情報提供に努めます。

また、安全が確認されるまでは電磁波の影響を過小評価せず、電磁波についての最新の情報を常に把握していきます。

市の取り組み

★印の取組項目：「推進施策」 ◆印の取組項目：「関連施策」

(1) 電磁波に関連する情報把握		
取組施策	取組項目	備考
① 情報の提供	1 ★電磁波に関する情報や、携帯電話／PHS中継塔・地上局の設置状況の把握に努め、その結果を情報公開します。	

市民の取り組み

- 携帯電話の使用はペースメーカー使用者の生命の危険を招くこともあるので、使用する場所などに配慮します。
- 携帯電話は飛行機、電車、バスなど公共交通機関内や病院などでは使用しません。
- 強い電磁波を出すテレビ、パソコン、電子レンジ等（メーカーにより異なるが約10mG前後）からなるべく距離をとり、長時間接しないようにします。
- 電化製品を使わない時は、主電源を切ったりコンセントから抜くようにして、電磁波の発生を抑えるようにします。

事業者の取り組み

- 製品や設備・施設から発生する電磁波の人体等への影響を自ら把握し、その情報を一般に公表するよう努めます。
- 電磁波の発生を抑えた製品開発を行うよう努めます。
- 製品や設備・施設から発生する電磁波を低減するための各工程における安全対策を徹底していきます。
- 携帯電話／PHS中継塔・地上局を設置する場合は、シールドしたり周辺の土地を十分確保するなど電磁波を低減するための対策を講じます。

7 光害の防止

目 標

過剰な屋外照明やネオンなどから放出されるグレア（眩しさ）と迷光（不要な場所に光が届くこと）を防止します。

主な指標	光害に関する情報提供件数	
	現状	市民に情報を提供します。
	—	

現 状

屋外照明の目的は、夜間の安全、防犯対策であり、都市機能にはなくてはならないものです。

しかし、中古車販売店やショールーム、飲食店などの過剰な宣伝用照明、深夜営業のコンビニエンスストア・自動販売機・屋外運動施設、さらには米軍横田基地の屋外照明が要因となって、野生生物・農作物・家畜・人間の諸活動へ影響を与えています。また、夜空が明るく、星が見えにくくなっています。

施策の方向

環境省が策定した「光害対策ガイドライン」（平成 10 年3月策定）、および「地域照明環境計画策定マニュアル」（平成 12 年7月策定）に基づき、屋外の照明基準、および適切な照明の使用について啓発活動を推進し、光による環境負荷を削減します。

また、夜間の安全確保と光害の防止の両立に配慮し、生物の生息地や農地などへの影響など環境に配慮した照明の設置・使用を進めます。

市の取り組み

★印の取組項目：「推進施策」 ◆印の取組項目：「関連施策」

(1) 「光害対策ガイドライン」等に基づく啓発・指導		
取組施策	取組項目	備考
① 啓発及び指導	1 「光害対策ガイドライン」を市民・事業者に周知します。	
	2 夜間照明の照度の高い施設について調査し、「光害対策ガイドライン」に基づき、それを管理する事業者に対し指導します。	
	3 市民および事業者に、屋外照明の設置および使用は必要最小限にし、安全面で必要なもの以外は消灯するよう呼びかけます。	
	4 事業者へ商業用照明の照度、照明領域、時間規制について指導します。	

(2) 適切な照明の使用・設置の推進		
取組施策	取組項目	備考
① 防止対策	1 街灯について、色・経費・エネルギーなどの観点から検討します。デザインは周囲への迷光を防ぐフルカットオフ照明具へ転換します。	
	2 ホタルなどの昆虫や植物など、生物の生息地への迷光を防止するための指導をします。	
	3 公共施設の夜間照明は、施設利用時間終了後消灯します。	
	4 街灯のメンテナンスの度合い（質、頻度）を高めます。	
	5 公共施設は自然採光を利用するように努めます。	

(3) 光害に関連する情報提供		
取組施策	取組項目	備考
① 情報の提供	1 ★「光害対策ガイドライン」で推奨されている適切な照明器具について、市民および事業者に広報等で知らせます。	
	2 公害の担当窓口を明確にして市民の意見を吸い上げます。	

(4) 適切な街灯設置に関する協議		
取組施策	取組項目	備考
① 情報収集	1 夜間の安全と光害防止の両立を図るため、防犯上必要な、また要望のある地区への街灯設置について関係者の意見を聞きます。	

市民の取り組み

- 自宅の照明（防犯灯、安全灯など）のグレア（眩しさ）が、周辺に悪影響を与えていないか点検し、改善します。
- 街灯が切れている時や、街灯の設置などについて要望のある時は、市の担当窓口ご連絡します。

事業者の取り組み

- 「光害対策ガイドライン」に則った事業を行います。
- 屋外照明の設置および使用は必要最小限にし、適正な照明にします。
- 適切な照明器具を用います。また、照明器具のメンテナンスを適切にします。
- 施設・事業所の照明は、周辺環境に配慮し、消灯に努めます。
- 駐車場等の付属施設の照明についても、周辺環境に影響を与えていないか検証し、必要に応じて改善します。
- ホタルなどの昆虫や植物など、生物の生息地へ光を出さないようにします。